

平成22年度

業 務 計 画 (案)

東濃西部少年センター

1 平成21年度の業務から

平成21年度は、少年センターの主要な業務である指導活動で、愛の一声を合言葉に「あいさつ」「はげまし」「ねぎらい」などの「声かけ」を通し、健全育成と非行防止、登下校時の安全確保や不審者への注意喚起に力を注いできました。また、7月21日～8月31日までの夏休み期間は、21時から22時30分までの時間帯に、コンビニ・遊戯施設・学校のグラウンドやプール・公園や神社・JR東海の駅周辺で夜間の特別街頭指導を実施しました。さらに、深夜0時から2時までの時間帯に、センター職員による青少年の実態把握にも努めてきました。

この結果、指導活動全体を通して、下記のような問題点が明らかになってきました。

街頭指導の参加率が、指導員の推薦母体によって大きく異なること

巡回コースや時間帯に問題があっても、型どおりに動くというマンネリ化の実態があること

青少年との関係づくりで大切にしている「声かけ」が、地区によっては注意や叱責に終始し、センターの指導方針が不徹底であること

また、相談活動では、子どもや保護者からの相談に対して「あんしんコール」や「あんしんメール」で対応しています。件数については、ここ数年来減少傾向にありましたが、昨年度より横ばいから増加に転じました。電話・メールによる受付相談件数の134件は、県内13の少年センターの中では、当センターが突出しています。

この傾向は実態が深刻になっているのではなく、相談者にとって気軽な「よろず相談承り所」として定着してきたのだと受け止めています。

今後、相談者のニーズに十分応えるためには、個々の事例を全職員で共有し、職員一人一人が専門性を高めなければならないと考えています。

11月の全国青少年健全育成強調月間では、健全育成に対する市民意識の高揚を目指して、多治見・瑞浪・土岐市駅前啓発活動に取り組みました。今年度の特色は、東濃3市5校からMSリーダーズの高校生が参加してくれたことです。特に、多治見では、当日の参加だけでなく、配布するチラシ作りや大人へのメッセージを考えることまで、長期にわたって自発的に取り組んでくれました。

(注) MSリーダーズとは「平成14年本県の高校生自らが組織した規範意識啓発委員会のことである」

その他、3地区合同研修会では指導員の参加率の低さや運営上の問題がありました。また、初めて実施した指導員に対するアンケート調査では、質問方法に不備があり、十分目的を果たすことができませんでした。これらのことは、平成22年度の業務改善に生かしていきたいと考えております。

2 運営方針

21世紀を担う青少年を健全に育成することは、地域社会の課題であり、私たち大人の責任であります。しかしながらここ数年、情報化社会や夜型社会の進展などにより、今まで考えられなかったような凶悪犯罪の多発等社会環境全般が複雑不透明になっており、青少年をめぐる環境も極めて厳しい状況にあります。

また、社会の価値観が多様化し、社会規範が薄れ、本来範とすべき大人の生き方さえ示せない社会風潮は、青少年の規範意識の低下、いじめ等弱者に対する攻撃に現れ、放置できない現状となっています。

平成21年1月から9月までの多治見警察署管内における非行少年は平成20年の同期間の151人から142人に、また、不良行為少年は2131人から1710人に減少しているものの、県下各地区と共にまだ高い数値を示しています。学識別で見ても中学生・高校生が高い比率を示し、決して楽観視できるものではありません。

このような状況の下で当センターに寄せられる期待や果たすべき役割はますます大きくなっているといえます。

平成22年度も、青少年育成国民運動の理念と目的に基づき、公的関係機関や各種市民団体との連携を深め、青少年の健全育成と非行防止、さらには被害の未然防止等にも万全を期すため、次の業務を行います。

大筋では、取り組む業務そのものが大きく変わることはありません。あくまでも「センターの設置及び管理に関する条例3条」に定められた業務に全力を注ぐ覚悟であります。しかし、今年度3回開催されました検討会では下記のような貴重なご指摘ご意見をいただいております。これを真摯に受け止め、平成22年度は新しい視点でセンター業務の遂行を見直し、段階的な改善に取り組む所存です。

平成21年度検討会指摘事項

(1) 広域で行うことの是非について

広域だからできることを前面に出し、アピールする必要がある。その他、活動の重複部分の見直し。住み分けの見直しが必要。

現状では、広域で行うスケールメリットはないのではないか。

(2) 相談業務の充実について

専門員の配置が必要であるが、財政難の折、人件費等費用面から現状では困難。現在の体制で可能な限りの成果を上げる工夫が必要である。

(3) 費用対効果の捉え方について

捉え方は両面から見ていく必要がある。また、数字では表しにくい性格の取り組みでもあり、青少年を常に大人が見守っているという地道な活動そのものに意味があると捉えたい。

評価の基準となる数字がないので、分析・解析の方法を考える必要がある。

(4) 指導員の実態について

指導員には充て職の人が多く、活動の実態や意欲などに問題はないのか検証する必要がある。指導員の人数の件、充て職の是非等今後1年くらいかけて見直しをする必要がある。

3 主要な業務

- (1) 関係機関や市民団体と連携を密にし、街頭での指導活動の強化を図る。
- (2) 心の悩みや子育て相談が気軽にできる、相談活動の充実を図る。
- (3) 地域や関係機関との連携をとり、青少年を取り巻く環境浄化活動の推進を図る。
- (4) 青少年の社会参加活動の積極的な推進を図る。
- (5) 啓発活動を重視し、青少年育成に対する市民意識の高揚を図る。
- (6) 指導員相互の研修活動を充実し、資質の向上を図る。
- (7) 積極的な広報活動の展開を図る。
- (8) 各種定例会議等への参加。

4 重点努力目標

(1) 指導活動

班による通常の巡回指導に加え、夏休み期間の夜間巡回をさらに強化する。また、センター職員による深夜巡回でたまり場の実態把握に努める。

非行防止のためには、地域の青少年との関係づくりが不可欠である。そのためには、注意や叱責より、「声かけ」を第一とする。このことを研修会等で周知徹底を図る。(声かけ; あいさつ、ねぎらい、励まし、呼びかけ等)

巡回指導の効果や効率を上げるために、巡回の場所やコース、時間帯等の見直しを図る。

地域のボランティアとセンターの巡回指導との重複を避ける。そのためには、班に機動性と広域性を持たせ、状況に応じた動きができるように、従来とは異なる活動の在り方を工夫する。例えば、重点指導区域へのシフトなど。

(2) 相談活動

センターでは、電話とメールによる相談活動を、第一的なものと位置づけ、傾聴に重点を置く。相談内容によって、高度な専門性が要求される場合は、専門機関への適切な橋渡しや調整を行う。

日常的に医療専門機関や関係機関との連携を密にし、必要ある場合には即応できる体制づくりを維持する。

相談事項に対するセンター内での共通理解や共通認識のために、事例検討会を定例化し、職員の資質の向上を図る。

(3) 環境浄化活動

立ち入り調査等により有害図書、有害玩具等の発見に努め、経営者に対する粘り強い指導改善に努める。

青少年のたまり場・空き家・廃屋等の把握と対応に努める。

落書き、放置自転車、放置ゴミ(有害図書・DVD)の発見と対応に努める。

(4) 青少年の社会参加活動

MS リーダーズや中学校のボランティアクラブとの関係を密にし、若者による啓発活動やボランティア活動などを積極的に企画し、推進する。

(5) 研修活動

3地区指導部に対するセンターの指導体制を確立するために、今年度も3地区合同研修会及び新任研修会を実施する。なお、これらの研修会では、指導員の参

加度を高めるために、魅力ある研修内容の工夫に努める。

(6) 広報活動

センターの存在や業務の実際が、市民に広く認知されるための積極的な広報活動を行う。具体的には、年度初めの「要覧」、毎月発行の「月報」、年3回発行の「センターだより」、また、啓発活動等で使うチラシやポケットティッシュのラベル、さらには3市の小中高の児童生徒に配るクリアフォルダーなど魅力あるものにするため、その内容・体裁・装丁を工夫する。

(7) 各種定例会議

指導活動と関係機関との連携を密にするために下記の会議を定例化する。

重点指導地域の関係機関で構成する「**対策懇談会**（仮称）」を立ち上げる。これは、センター主導による問題解決のための体制作りで、年3回程度開催する。

関係機関とは、小中学校・児童館・公民館・少年サポートセンター・子ども相談センター・子どもの権利相談室等である。

小学校区において巡回活動を行う班と学校との「**情報交換会**（仮称）」を立ち上げる。これは、指導効果を高めるため双方の情報交換が不可欠で、年2回程度開催する。

3市の生涯学習（市民文化）担当課長で構成する「**行政連絡会議**（仮称）」を立ち上げる。これは、3市が負担する予算の執行実態を把握するために、年2回程度開催する。

組合及びセンター関係

広域行政議会（2回）、施設長会議（12回）、少年センター運営協議会（2回）、指導部会議<全体・地区別>、**指導部役員会議**（偶数月）、地区班長会議（3～4回）

県関係

少年センター所長会議・青少年健全育成会議・小中高生徒指導連携強化委員会

(8) その他、指導員について

指導員について様々な課題が表面化している。役員任期、年齢制限、充て職、推薦母体、参加率、人数の総枠について根本から検討する。

なお、これについては条例・規則・要項・要領等の整備が不可欠である。